

市第70号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第44条の2中「第51条第1項第3号及び第4号」を「第51条第1項第4号から第6号まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第51条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。）のうち、児童養護施設、児童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第10項又は第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの（次号において「児童養護施設等」という。）で、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- (4) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(5)項ロ若しくは(6)項ロに掲げる防火対象物又は児童養護施設等の用途に供さ

れる部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものの当該用途に供する部分

第72条の2中「第4号」を「第5号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第72条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備に関する基準については、この条例による改正後の横浜市火災予防条例第51条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

消防法施行令の一部改正に伴い、自動火災報知設備に関する基準の整備を図る等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。